糸魚川	古 六	はL 左n /	/ 学校
不思川	1 7/~	11以711/1	八十 7文

— 年

児童氏名

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので 本届を提出します。

該当に〇	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後
		2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後
		1日を経過するまで

発症日	令和	年	月	日
解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和	年	月	日
症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和	年	月	F
登校開始日	令和	年	月	日

令和 年 月 日 保護者氏名

保護者の方へ

- ・インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。<u>この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。</u>(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。)
- ・出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。なお、「
- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それ に従ってください。

〈出席停止期間の数え方〉

新型コロナウイルス感染症の場合

※発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

〈例1〉	5/17から登校可能					〈例2〉	5/19から	· 登校可能	E E						
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症							発症								
			0日目	1日目									0日目	1日目	
		7	症状軽快									_	症状軽快		

症状が早く軽快したとしても、 発症を0日目として5日間が過ぎ なければ登校できません。 5日目まで症状があり、6日目に症状が軽快した場合はこうなります。

たとえ、発症を0日目として5日間が過ぎたとしても、症状が軽快されなければ登校できません。

インフルエンザの場合

※発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

〈例1〉	▶ 5/17から登校可能						〈例2〉	5/19から	っ 登校可能	Ł Ł						
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17		5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症								発症								
			0日目	1日目	2日目								0日目	1日目	2日目	
			解熱							<u> </u>			解熱			

早く解熱したとしても、発症を 〇日目として5日間が過ぎなけれ ば登校できません。

発症して5日過ぎたとしても、『解熱後2日は登校できない』ですので、この場合は5/18までは登校できないということになります。(5日が過ぎ、解熱していたとしても2日が経過していないので5/17,18は登校できません。

- ★コロナもインフルエンザも、「発症した。」「症状が軽快した。」「熱が下がった。」が 『0日目』です。その後、"5日""1日"あるいは"2日"過ぎないと登校できませんということです。(医師の判断によってはこの限りではありません。)
- ☆「コロナ(あるいはインフル)に罹患した。」ことは医師の判断です。**体調が悪いときは通院し、医師の診察を受けましょう。**